

岡崎市市街化調整区域及び都市計画区域外における土地利用に関する基本方針（案）に対する意見と市の考え方

【概要】

- ・パブリックコメント募集期間：令和5年1月6日（金）～2月6日（月）
- ・意見提出方法：直接持ち込み、郵送、ファックス、電子メール、電子申請総合窓口
- ・提出人数：3人
- ・意見件数：3件

意見の内容は、下記に示す。

	意見	市の考え方
【「対策方針2 自然環境等の維持」に関するご意見】		
1	<p>里山とは、江戸時代の人々の経済活動を通じて形成された風景であり、神社、竹林、農地や森林で食料や収入を得るためのものだと思う。</p> <p>森林は、50年以上前に針葉樹が植林され、放置されている。今まで通りの方法で農地や森林を保全しても、状況が改善することはないと感じる。</p> <p>里山は、経済活動により作り上げられる原則に立ち返り、居住者が経済活動を維持できるよう、例えば、ソーラーパネル、キャンプ場、WRC誘致、マウンテンバイクに関するイベントなどの人が集まり経済活動が活性化する対策の方が、集落や自然環境等の維持に繋がると感じる。</p>	<p>農地や森林は、市街化区域を含む本市全体の重要な資源であり、今後も継続して維持保全を図る必要があるため、本基本方針を含む、本市の各種計画などに「自然環境等の維持（保全）」などを掲げているところです。</p> <p>森林や農地の維持保全を目的とした、市の取組みとしては「農地や森林の他目的土地利用への転用規制」「適切な管理につながる、農地や森林を活用した事業の推進」などがあります。</p> <p>農地や森林を活用し、地域の所得向上などを図るため、具体的には岡崎市中山間地域活性化計画に掲げている「地元製品のブランド化、6次産業化、地消地産の推進」などに取り組んでいるところです。</p> <p>こうした取組みに対し、土地利用分野においても、適宜、市街化調整区域における土地利用規制との調整を図るなど、必要に応じた取組みを検討してまいります。</p>

【その他】		
2	<p>資材置き場などの土地利用が行われる際、作業において発生する騒音・振動に対し、法令に基づく騒音・振動規制値がないため、早朝から夕方まで発生する作業音によって周辺環境へ影響が生じる。また、建設業者による埋立て行為も生じている。</p> <p>市街化調整区域でのこのような現状についても、理解していただき、できる限りの対応をしていただきたい。</p>	<p>本市では、「岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定事業の手續及び実施に関する条例」に基づき、当該条例手續きの対象となる事業に対して、事業者と住民との対話の機会として住民説明会の開催を義務付け、可能な範囲で近隣住民の意見を取り入れた事業計画とするよう指導しています。</p> <p>また、ご意見のような事象に関しては、適宜、担当部署が必要な指導などを行っています。</p> <p>今後とも、適宜適切な指導などに努めてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。</p>
3	<p>岡崎市東部地域を持続可能な「まち」として発展させていく上で、賛成します。少なくとも新東名高速道路・岡崎東インター周辺、本宿駅周辺地域に関しては、規制を全面的に撤廃していただき、子育て世代の住民を増やし、最終的に政令指定都市を目指していただきたい。</p> <p>特に岡崎市内で一番人が集まることとなる本宿駅周辺は、都心拠点、少なくともそれに準ずる拠点として位置付けていただき、高さ制限の見直しなど適宜都市計画の変更などにより、マスタープランに掲げられたとおり、広域観光交流拠点へのゲートウェイにふさわしい都市機能の集約を是非実現していただき、生活利便性の向上・医療介護の充実など地域住民に寄り添った上で、文化芸術・教育の拠点、シティーホテルの誘致など岡崎市の魅力を全世界に発信できるものにしていただきたい。</p>	<p>今後も岡崎市都市計画マスタープランに基づき、広域観光交流拠点及びその周辺にふさわしい機能の誘導などが図られるよう、各種都市計画制度の運用に努め、魅力あるまちづくりを進めてまいります。</p>

※いただいたご意見は趣旨を損なわない程度に要約した箇所があります。